

## 協働事業助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市民等と市の協働のまちづくりを推進するため、西宮市参画と協働の推進に関する条例（平成20年西宮市条例第3号）第15条に規定する協働事業提案手続により提案された事業（以下「協働事業」という。）に係る協働事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、補助金等の取扱いに関する規則（昭和57年西宮市規則第81号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自由提案型 団体からの自由な発想により提案された協働事業
- (2) テーマ設定型 市が設定するテーマに対して団体から提案された協働事業
- (3) 地域力向上型 市内の一定区域を基盤として地域に根差した活動を行っている団体が、企画・立案・実施する事業
- (4) コロナ課題解決型 コロナ禍における課題の解決に向けて、団体が企画・提案・実施する事業

### (助成の要件)

第3条 助成金の交付は、団体と市の機関との協議により、実施の合意に至った事業について行うものとする。

### (助成対象団体)

第4条 助成金の交付の対象者は、次に掲げる要件を満たす非営利活動団体とする。

- (1) 西宮市内に事務所又は活動場所を有すること
- (2) 団体の構成員が5人以上であり、団体及び事業の責任者が明確であること
- (3) 組織の運営に関する定款、規約又は会則等の定めを有すること
- (4) 予算・決算等の事務が適正に行われていること
- (5) 宗教活動、政治活動及び選挙活動を目的とする団体でないこと

### (助成対象経費)

第5条 助成金の交付の対象となる経費は、協働事業の実施に直接要する経費とする。但し、次に掲げる費用は除く。

- (1) 飲食費
- (2) 団体構成員に対する人件費
- (3) 団体運営経費
- (4) 団体構成員が関与している団体への外注費
- (5) 支出の根拠が確認できない経費
- (6) 市長が協働事業の実施に不適切と認める経費

### (助成内容)

第6条 自由提案型、テーマ設定型、地域力向上型及びコロナ課題解決型の助成金額及び年数は、別表に掲げるものとする。

### (交付の申請)

第7条 助成金の申請にあたっては、規則に基づく補助金等交付申請書及びその他必要書類を、市長が定める日までに、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請に係る書類を審査するとともに、助成金の交付の適否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(概算払)

第9条 市長は、前条の規定により交付決定を受けた団体が、協働事業を完了する前に助成金の交付を受けることで、より円滑に事業を行うことができると認めるときは、第8条に定める交付決定額の5/10を限度として、事業の完了前に助成金を概算で交付することができる。

(実績報告)

第10条 実績報告書は、当該年度の事業決算終了後、速やかに市長に提出しなければならない。

付 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、平成23年1月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成24年2月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年2月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年5月30日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和1年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年3月17日から施行する。

別表

区分	助成金額	限度額	年数の制限
自由提案型	助成対象経費総額の8/10に相当する額	300千円	3年
テーマ設定型	助成対象経費総額の5/10～10/10に相当する額	300千円	1～3年
地域力向上型	助成対象経費総額の8/10に相当する額	100千円	3年
コロナ課題解決型	助成対象経費総額の8/10に相当する額	300千円	3年

備考

- 1 助成金の交付は、1つの団体につき1事業を限度とする。
- 2 テーマ設定型の助成金額及び年数の制限は、上表に定める範囲内で、限度額は上表に定める金額を上限として、テーマごとに定めるものとする。
- 3 算出した助成金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。